

# 米品種識別DNA検査のご案内

## ■定性検査（混米検査）

分析対象品種以外の品種の混入の有無を検査します。

検査分類	農林水産省法	弊社通常法 ※1
内容	受領サンプルから 50g を採取の上粉碎し、検査試料とします。農林水産省の受託検査と同様の方法にて他品種の混入の有無を検査、判定を行います。	受領サンプル全量を粉碎し、検査試料とします。検定点 5%において、他品種の混入の有無を検査します。
検査料金（税別）	8,500 円	10,000 円
検査日数	1 週間	10 日
必要検体量	100g	400g
分析可能品種	作付け上位 20 品種（コシヒカリ・ひとめぼれ・ヒノヒカリ・あきたこまち・きらら 397・キヌヒカリ・ほしのゆめ・はえぬき・つがるロマン・ササニシキ・ゆめあかり・日本晴・ハナエチゼン・夢つくし・あいちのかおり・むつほまれ・あさひの夢・ななつぼし・ハツシモ・ふさおとめ）を含む全 151 品種程度。	

※1 検定点については、他に 3%、1%等の設定を行うこともできますが、分別流通管理に関する遺伝子組換え食品の基準を準用し、5%を標準的な検定点として採用しています。

## ■定量検査

定性検査で他品種の混入があった場合に、混米の割合と品種を検定します。

検査分類	50 粒法 ※2
内容	受領サンプルから無作為に 50 粒を採取し、一粒ごとに検査を実施し、各粒の品種を検定します。
検査料金（税別）	40,000 円
検査日数	2 週間
必要検体量	100g

※2 平成 20 年 9 月 12 日より、従来の農林水産省法（25 粒検査を 2 回行い、平均値としてご報告）から上記 50 粒法に変更いたしました。

## ■品種判別検査

品種が未知のサンプルの品種特定を行います。

検査分類	弊社通常法
内容	受領サンプルから 25 粒を採取し、一粒ごとに検査を実施し、各粒の品種を検定します。
検査料金（税別）	58,000 円
検査日数	2 週間
必要検体量	100g
分析可能品種	作付け上位 20 品種

株式会社セントラル医学検査研究所 総合衛生事業部

〒310-0804 茨城県水戸市白梅 2 丁目 9-13

TEL 029-225-8858 FAX 029-225-8874

ホームページ <http://www.central-icl.com> E-mail: [eisei@central-icl.com](mailto:eisei@central-icl.com)

20080905